

いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にも起こりうることであり、どの児童も被害者と加害者の両方になりうるという危険性もはらんでいる。

「いじめ」とは、ある児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童本人や周辺の状態等の客観的な事実確認を行うことも重要である。

(2) いじめの態様

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国の調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級などの所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(4) 学校としてのいじめ問題についての考え方

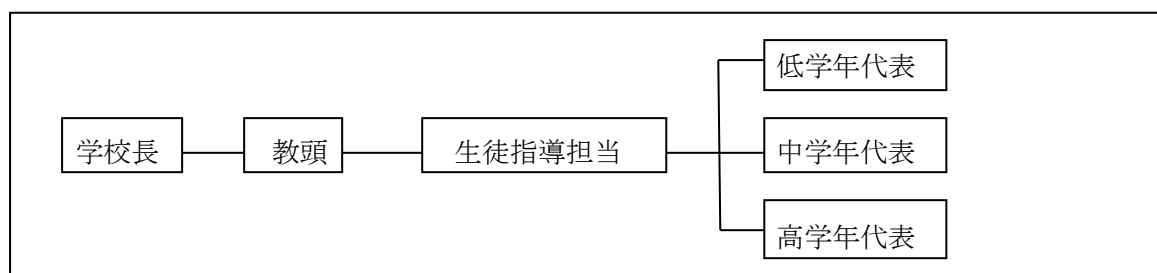
- ア いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- イ いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ウ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- エ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- オ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

いじめ防止対策委員会（兼 生徒指導部会）

(2) 組織の構成



※ 個々の事案によって、関係の深い教職員を構成員に追加したり、スクールカウンセラー等を招いたりするなど、柔軟な組織とする。

(3) 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核となる。

3 いじめの防止のための取り組み

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の教育活動の中で、子どもたちの心と感性を育み、日常的に児童の自尊感情や自己肯定感を育てていくことを大切にする。

(2) 教職員による指導について

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立および児童への指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- 日常的な「わかる授業」の実践
- 教員による自身の振り返り
- 児童の活躍の場、居場所、つながり作り
- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- 人権教育の推進及び充実
- 校内巡視による児童の状況把握
- 相互の授業公開と参観
- 縦割り班による様々な活動

(3) 児童につけたい力とその育成に向けた取組

- 自己有用感や自己肯定感の育成
- 規律を守った学校生活
- 友だちのことを理解し、認めあえる力
- チャレンジする力
- 失敗しても粘り強く取り組む力
- 他者とのコミュニケーションを図る力
- 規範意識、正しいことが分かる善悪判断力
- ストレスに適切に対処できる力

4 早期発見に向けた取り組み

(1) 早期発見に向けた取り組み

- ア いじめの早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - 本方針と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - いじめおよびいじめ対応に対する意識の共有
- イ 定期的な児童生徒へのアンケート調査や教育相談の実施
- ウ 日記指導、家庭訪問等の取組

(2) 早期発見に係る組織

- ア 教職員間の情報交換
 - こまめな普段からの情報交換
 - 職員会議や朝の打ち合わせなどでの児童の情報交換
 - 保健室や専科、管理職からの情報提供とその共有
 - 児童からの情報の活用
- イ 教育相談体制
 - 心配される児童への定期的な相談や声かけの実施
 - 担任を中心とした相談体制の確立と担当や管理職への報告・連絡・相談

の徹底

ウ 特別支援教育コーディネーター

- 児童の実態把握と適切な支援への助言
- 支援が必要な児童への個別の支援体制づくり

エ 保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- 教頭や生徒指導担当を窓口として、いじめの通報や情報に対応
- 全教職員への報告と周知

(3) 家庭と地域の連携

ア 家庭との連携

- 学校だよりや学年だより、学級だより、ホームページによる子どもたちの活動の報告
- いじめ等に係る学校の考え方の周知

イ 地域との連携

- 学校だよりや学年だより、学級だより、ホームページによる子どもたちの活動の報告
- 登下校時の立ち番を通した児童の実態の情報交換

5 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認

独自の判断は禁物で、「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なるけんかだろう。」というような考えは捨て、以下の認識に立って確認する。

- ・「いじめは絶対許されないもの」との認識に立つ。
- ・「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ・「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ・「小さい芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

ア 速やかな報告の徹底

- 報告のルートを確認し、情報や状況を直ちに報告する。

担任、目撃者等の情報 → 担任 → 教頭・生徒指導担当 → 校長

- 情報を得た者を中心に直ちに、報告書を作成し、教頭へ。

報告書の内容：日時、場所、被害児童、加害児童、内容・状況、目撃者など

- 教頭により、緊急対応会議を招集し、報告書の内容を周知する。

イ 緊急対応会議・・・当該児童に聞き取りをする前に事実確認を進める。

- 構成員・・・校長、教頭、児童支援担当、生徒指導担当、担任、相担、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
- 資料・・・報告書、被害・加害児童の家庭環境調査票
- 内容・・・事実確認のための必要事項をおさえる。
 - ・いじめの状況（日時・場所・人数・様態など）

- ・いじめの動機や背景
 - ・時系列での事実の把握
 - ・該当児童の家庭環境や日常の言動や性格、その特徴
 - ・本件について家庭が知っていること
 - ・教職員や周りの児童が知っていること
 - ・これまでの問題行動 など
 - ・事実確認のための計画を立てる。
- ※ 被害児童への聴き取り、加害児童への聴き取り、周辺児童への聴き取り、該当児童保護者への連絡などの役割分担をする。

ウ 事実確認の実施・・・緊急対応会議で確認した内容をもとに。

- 被害児童への聴き取り
 - ・被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で。
 - ・話したがない時は、時間をとり性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。
- 加害児童への聴き取り
 - ・いじめを行っている時の気持などについて話をさせる。
 - ・いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりしたときは、威圧的にならず受容的に聞く。
 - ・いじめは絶対許されない行為として、けんか両成敗的な指導はしない。
- 周辺児童への聴き取り
 - ・事実を確認する段階で、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
 - ・内容に矛盾がないか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
 - ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。
- 被害児童および加害児童保護者に対して
 - ・保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
 - ・保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明する。

※ 校長→教頭・生徒指導担当→全職員 のルートで確認事実を周知する。

(2) 学校全体の対応について

ア 第2緊急対応会議・・・具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

- 緊急対応会議のメンバーで具体的な指導方針や対応策を決定
 - ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を決める。
 - ・実際の対応・・・記録に残す。
 - ①被害児童への対応・・・担任、相担、養護教諭、スクールカウンセラー
 - ②加害児童への対応・・・担任、生徒指導担当
 - ③周辺児童への対応・・・担任、相担、生徒指導担当
 - ④該当児童保護者への対応・・・担任、教頭、(校長)
- ※全教員で分担する。いじめの解消を確認するまで対応を継続する。

☆ 全て、時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。

☆ 完全ないじめ解消を、全教職員で確認する。

6 重大事態への対処

<重大事態>

- いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められたとき。
- いじめにより、相当の期間(年間30日以上)学校を欠席することを余儀なくされているとき。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

[想定されるケース]

- ・児童が自殺を図ったとき
- ・身体に重大な傷害を負ったとき
- ・金品等に重大な被害を被ったとき
- ・精神性の疾患を発症したとき

(1) 調査組織の設置と調査の実施

具体的な調査組織の構成員については、津市教育委員会に指示を仰ぐ。

(2) 校内の連絡と報告体制について

校内の連絡報告体制については、緊急対応会議の報告体制に基づいて行う。

(3) 重大事態の報告

重大事態の事実関係、その他必要な情報等については、直ちに津市教育委員会に報告する。
また、必要に応じて保護者説明会を開催する。

(4) 外部機関との連携

ア 津市教育委員会の指示のもとに、津市こども総合支援室、中勢児童相談所、津警察署、津南警察署、津市青少年育成市民会議等と連携を図る。

イ 指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

(5) 児童の心のケアと相談体制の確立

スクールカウンセラーなどによる児童の心のケアを行うとともに、一人ひとりの児童の相談体制を作る。

7 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- ・教育活動の精選を図り、児童と対話できる時間、指導改善に役立てる時間を創出することに努める。

(2) 指導の充実

- ・「学習指導」「生徒指導」「特別支援教育」の充実を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- ・めあてと振り返りを大切にして、日々の授業に取り組む。
- ・日々の実践を振り返り、常に改善を図る。

(3) 家庭や地域との連携

- ・保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時に学校の様子を見てもらい、アンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、こまめに情報を得るようにする。
- ・保護者アンケート等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。
- ・学校だより等で、学校の考え方や方針、児童の様子を情報発信し、協力を求める。
- ・問題となる事案が発生した場合は、速やかに学校へ報告していただくようお願いし、校

内の場合と同じ様に対応していく。

(4) 地域やその他の団体との連携

- P T Aや子ども会、育成会などの行事や地域の行事には積極的な参加を促し、異学年交流や異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- スポーツ少年団などでの活動も、児童の健全な成長に役立つこととしてとらえ、関係者や関係保護者を通して連携や共通理解を図る。